

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産（株式）売払公告（以下「公告」という。）、本入札要領、国有財産売買契約書（案）を含む入札案内書及び株式会社商工組合中央金庫が作成した株式売出目論見書（目論見書に訂正があった場合には訂正事項分を含む。）を熟読のうえ、ご自身の判断で入札に参加してください。

第2条 この入札要領において、入札書等とは、入札案内書とともに入札者へ交付する書類であり、次に掲げるものをいいます。

- ① 入札書
- ② 株主資格証明書
- ③ 所属証明書
- ④ 入札保証金提出書
- ⑤ 振込依頼書
- ⑥ 役員一覧
- ⑦ 入札書提出用封筒
- ⑧ 郵送用封筒

2 入札に必要な書類とは、入札書とともに提出が必要となる書類であり、次に掲げるものをいいます。

- ① 株主資格証明書（ただし、株式会社商工組合中央金庫を除く。）
- ② 中小企業組合等の構成員にあつては株主資格を有していることを証明する書類（所属団体の組合員名簿（写）又は所属団体が所属を証明する所属証明書）
- ③ 入札保証金提出書
- ④ 入札保証金振込証明書（保管金受入手続添付書（財務局提出用）を含む。）
- ⑤ 個人事業者にあつては住民票の写し（3か月以内に発行された原本）
- ⑥ 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内に発行された原本）
- ⑦ 法人にあつては役員一覧

第3条 入札案内書及び入札書等は、関東財務局並びに株式会社商工組合中央金庫の本店及び各支店において、令和7年1月7日（火）から令和7年1月23日（木）午後5時まで交付し、以降の交付はいたしません。

- 2 入札参加にあつては、入札書のみを入札書提出用封筒に入れたうえで封をし、入札に必要な書類とともに郵送用封筒に入れて、入札受付期間内〔令和7年1月7日（火）から令和7年1月23日（木）午後5時まで（必着）〕に関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）宛、簡易書留郵便又は持参により提出してください。
- 3 入札受付締切日時までに到着しない入札書及び入札に必要な書類は無効となりますので、十分余裕をみて早めに提出してください。
- 4 入札に必要な書類について、入札受付締切日時までの提出が困難なものがある場合であつて、入札担当官等が適当であると認めた場合に限り、当該書類については別途指定する期限までの提出を認めます。ただし、当該期限までに当該書類の提出がなかった場合、その入札は無効となります。

第4条 入札者は、入札保証金として、入札単価に数量を乗じた金額（総額）の100分の10に相当する金額を、交付を受けた第2条第1項⑤の「振込依頼書」を用いて、金融機関の窓口から、関東財務局が指定する口座（口座番号：振込依頼書記載のとおり。）に振込により納付してください。

2 入札保証金の振込の際に受領した保管金受入手続添付書（財務局提出用）は入札保証金振込証明書に貼付し、提出してください。

3 入札保証金の振込にあたっては、ゆうちょ銀行（郵便局）は利用できません。

4 入札保証金の納付後は、納付者名や金額の変更又は取消しはできません。

5 振込依頼書は、必ず入札書に記載されている申込番号と同じ番号であることを確認し、入札者名と同じ名義で納付してください。なお、振込依頼書の金額訂正はできません。

6 入札者が入札保証金の納付事実を証する書類を提出し、入札担当官等が納付事実を確認できる場合に限り、交付を受けた「振込依頼書」を用いない入札保証金の納付について認めるものとします。

7 前項による納付について、入札保証金の納付事実を証する書類を保管金受入手続添付書（財務局提出用）に替えて入札保証金振込証明書に貼付し、提出してください。

第5条 入札参加にあたり、入札者（ただし、この項において株式会社商工組合中央金庫を除く。）は、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第6条第1項に規定されている株主資格を有する者である旨を証明する株主資格証明書を提出してください。

また、中小企業組合等の構成員にあつては、株主資格を有することを証明するため、次のいずれかの書類も提出してください。

ア 所属団体の組合員名簿（写）

直接の構成員の場合は、団体名が記載された表紙と入札者の名称等が記載されている名簿のページをホチキス止めしたもの、間接の構成員はこれに加え、所属する団体が所属している団体の名前が記載された表紙と所属する団体の名称等が記載されているページをホチキス止めしたもの。

イ 所属団体が所属を証明する所属証明書

2 入札者が個人事業者にあつては、住民票の写しを提出してください。入札者が法人にあつては、当該法人の名称、目的、役員及び支配人の欄（区）の現在事項が記載されている登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び役員一覧を提出してください。

住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、公告の日から3か月以内に発行された原本を提出してください。

3 入札者が法人の場合、入札参加資格確認のために当該法人の役員及び支配人の住民票の写しを提出していただく場合があります。この場合には、別途指定する期限までに役員及び支配人の住民票の写しを提出してください。

第6条 入札書等の作成にあたっては、入札案内書の「入札書等記入方法」を確認のうえ、記入漏れや誤りのないよう正確に記入してください。

2 入札単価は、1円単位としてください。

3 入札数量は、50,000株以上とし、単価ごとの入札数量は、50,000株又は50,000株に10,000株の正の整数倍を加えた数量とします。

4 入札者1者当たりの買受希望株式数に上限設定をしません。落札の結果、株式会社商工組合中央金庫の総株主の議決権の5%以上の議決権保有者となろうとする者は、株式会社商工組合中央金庫法第8条によりあらかじめ経済産業大臣及び財務大臣の認可が必要となります。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効となります。

① 入札受付締切日時（令和7年1月23日（木）午後5時まで（必着））までに入札書及び入札に必要な書類が到着しないもの

ただし、第3条第4項により入札担当官等が別途期限を指定した書類については当該期限までに到着しないもの

② 株式会社商工組合中央金庫法第6条第1項の規定に該当する者でない者（ただし、株式会社商工組合中央金庫を除く。）が入札したもの

③ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者が入札したもの

④ 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(2) (1)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

⑥ 入札書に、入札者の住所、氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）の記入及び押印のないもの

⑦ 入札書の金額等を訂正し、訂正印の押印のないもの、又は金額等の記入が明確でな

いもの

- ⑧ 入札書について、公告及び本入札要領に定める単価ごとの入札数量の制限に違反したものの
- ⑨ 入札書について、公告及び本入札要領に定める入札単価の制限に違反したものの
- ⑩ 入札者が法人であって、第5条第3項に規定する入札参加資格確認のため、役員及び支配人の住民票の写しの提出を求められた場合に、その提出期限までに提出がなかったものの
- ⑪ 入札保証金の額が入札単価に数量を乗じた金額（総額）の100分の10未満であるものの
- ⑫ 入札の執行を妨害する意図で行われたものの
- ⑬ 入札者が、入札担当官等の照会に応じないなど、入札担当官等の入札事務遂行に非協力的な対応を行った場合
- ⑭ 公告又は本入札要領の条項に違反するもの、その他入札担当官等が入札書及び入札に必要な書類を虚偽又は不完全であると認めたもの

第9条 開札は、公告した期間及び場所において、入札事務に関係のない職員を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の立会いは自由ですが、開札会場への入場の際し、入札者名により入札関係者であることを確認させていただきます。

第10条 落札者は、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の10の規定に基づき、国の予定価格（最低売却価格）を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって決定します。

また、落札となるべき同一単価の入札者が2口以上あるときは、その入札数量が多い者から落札し、入札数量が同一である場合には、当該入札者の引くくじで決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定します。この結果、最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の数量と合算して売払数量を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとし、この場合、異議を申し立てることはできません。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。なお、入札全体の結果については、公表する場合があることをご了承願います。その場合でも、入札者が特定できる情報については公表しません。

第12条 入札参加者が納付した入札保証金は、開札の結果により、次のとおり取り扱います。

- ① 落札となった場合は、落札額（契約金額）の100分の10に相当する金額を契約締結時に第14条に定める契約保証金に充当します。ただし、一部落札により落札額の100分の10を超える部分が生じた場合には、当該金額を入札者が指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により返還します。
- ② 不落札又は無効となった場合は、前号ただし書きと同じ方法により返還します。

第13条 落札者が、令和7年2月25日（火）まで（必着）に国有財産売買契約書に記名

押印及び誓約書に記名のうえ返送しない場合には、その落札は無効となります。

- 2 期限内に返送があった場合であっても、契約担当官等が契約関係書類を虚偽又は不完全であると認めた場合にはその落札は無効となります。
- 3 前2項の場合、入札保証金は国庫に帰属し、落札者へ返還しません。

第14条 契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額とします。ただし、既に納付した入札保証金のうち当該金額を契約締結時に契約保証金に充当することとし、新たに契約保証金の納付は要しません。

第15条 契約保証金は、その全額を売買代金の一部として充当します。

- 2 売買代金は、契約者に対し別途送付する納入告知書により令和7年3月17日（月）までに納付してください。なお、納付する金額は、売買代金と契約保証金の充当額との差額になります。
- 3 期限までに納付がないときは、契約を解除します。この場合、契約保証金は国庫に帰属し、契約者へ返還しません。

第16条 入札保証金及び契約保証金には、利息を付しません。

第17条 本入札要領に定めのない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。